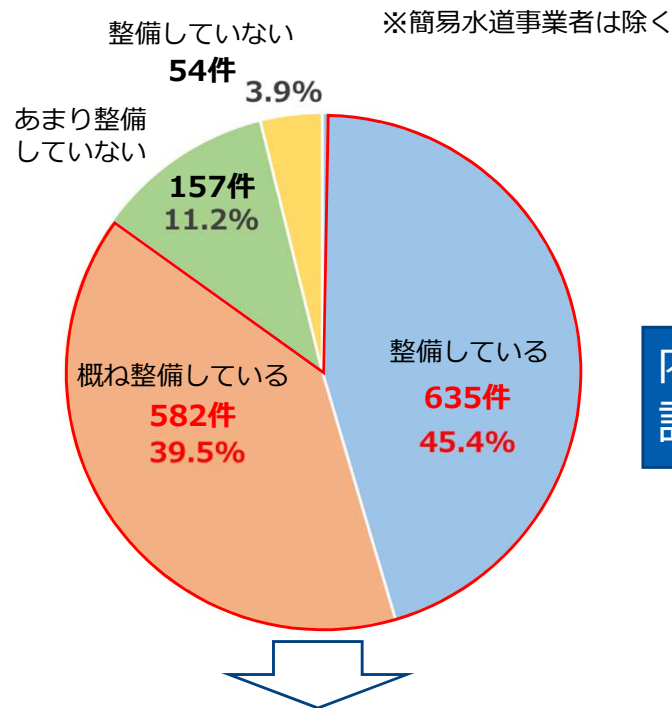


- ▶ 水道施設台帳を整備している上水道事業者等は全体の約85%。
- ▶ 0.5万人未満の水道事業者の整備状況は約67%（令和2年度末時点）にとどまるなど、給水人口が少ない事業者ほど、整備が遅れている状況。
- ▶ 水道施設台帳を整備していない事業者においては、財政支援の活用も検討のうえ、水道法施行令で定める令和4年9月末までに整備が間に合うよう、計画的な取組を依頼している。

○水道施設台帳の整備状況（全体）

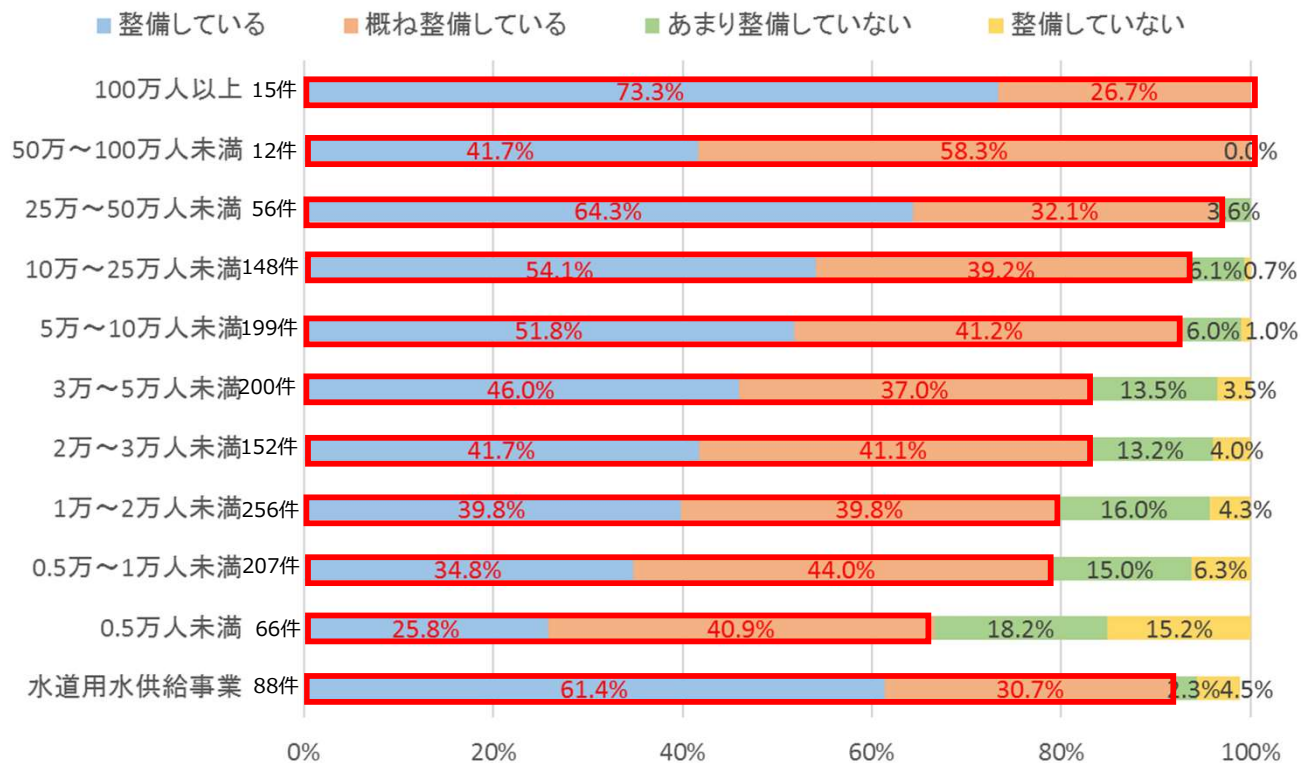
※簡易水道事業者は除く



約85%の事業者が、水道施設台帳を整備あるいは概ね整備している。

内訳

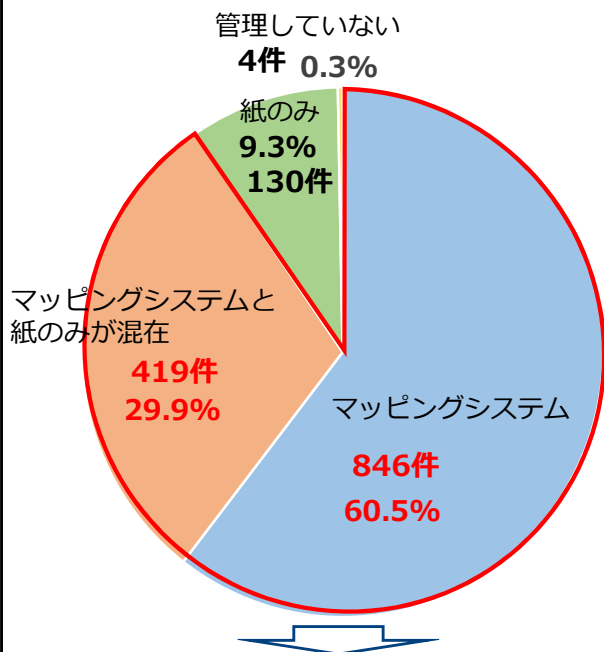
○水道施設台帳の整備状況（現在給水人口による区分別）



- マッピングシステムを整備※している水道事業者等は全体の約90%（2020年度末時点）。
- 0.5万人未満の水道事業者の整備状況は約69%にとどまり、給水人口が少ない事業者ほど、マッピングシステム管理が遅れている状況。
- 国土強靱化年次計画2021において、「水道施設平面図のデジタル化率」を2025年度末までに100%に引き上げる目標が掲げられている。
- 水道施設台帳の電子化が進んでいない事業者においては、資産管理の効率化の観点から、財政支援の活用も検討のうえ、計画的に取り組まれない。

※マッピングシステムと紙のみが混在を含む

○管路の情報管理状況（全体）

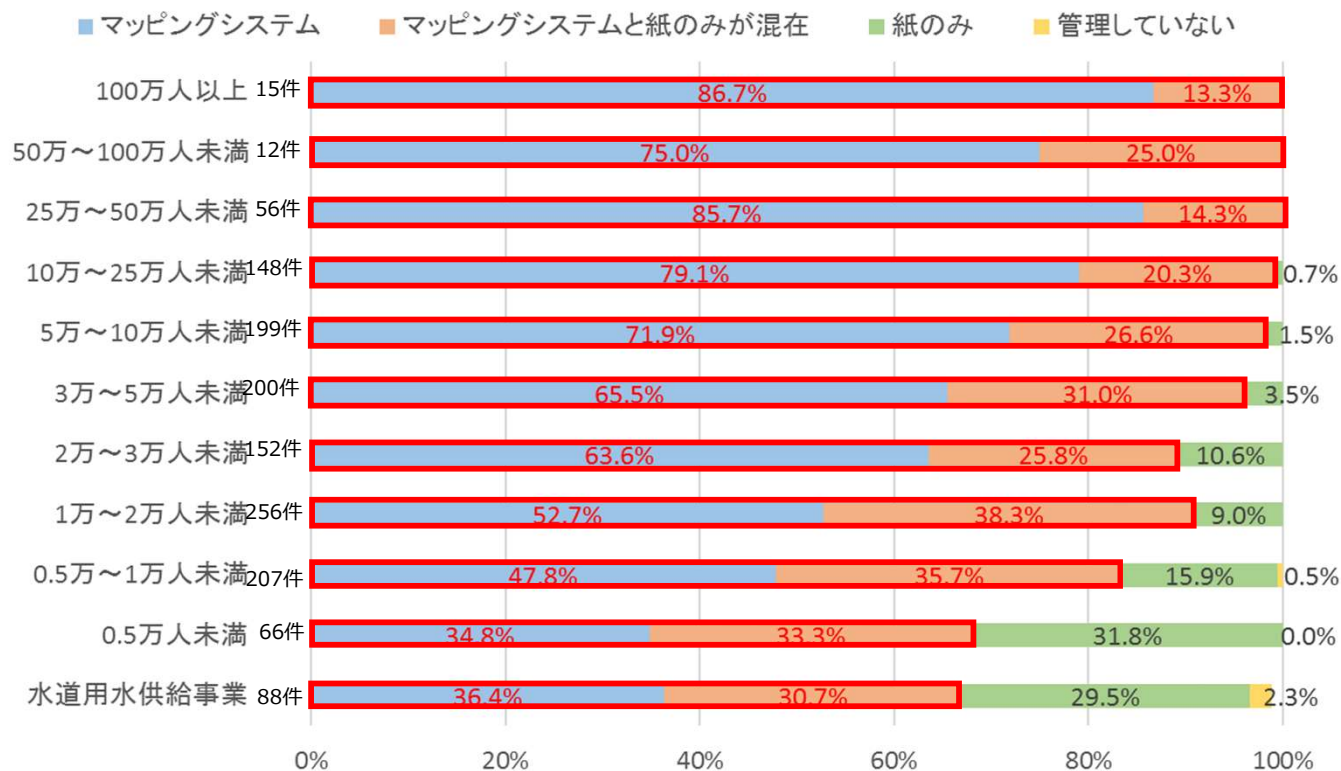


内訳

約90%の事業者が、マッピングシステムで管路の情報を管理している。

マッピングシステム整備率9割

○管路の情報管理状況（現在給水人口による区分別）



※水道事業者は上水道事業のみの調査結果